

「八尾市生活排水処理基本計画（改定素案）」についての
市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施結果と市の考え方について

「八尾市生活排水処理基本計画」を改定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第 12 条の規定に基づき、八尾市生活排水処理基本計画（改定素案）を公表し、市民意見提出制度（パブリックコメント）を実施しました。その結果と提出された意見に対する市の考え方を公表します。

ご提出いただいたご意見等は、原文の内容を基本としつつ、趣旨を損なわないよう一部要約しています。

（１）意見募集期間

令和 7 年 1 月 7 日（火）～令和 7 年 2 月 3 日（月）

（２）提出方法別の提出人数及び意見数

提出方法	提出人数(人)	意見数(件)
直接持参	0	0
電子メール	0	0
F A X	0	0
郵便	0	0
電子申請	2	2
合計	2	2

(3) 提出された意見の要約及び市の考え方

番号	該当頁及び項目	意見の要約	市の考え方（案）
1	1 ページ、1（1）八尾市の特性等について	河川について「水質は大きく改善しており、今もなお改善傾向にあります。」という記載がありますが、具体的にはどれくらいきれいになっているのでしょうか。水質の改善状況について、この計画の目標達成状況と合わせて市民にもわかるよう定期的に公表していただけるとよいと思います。	水質汚濁防止法に基づき、市内の主要 8 河川にて水質測定（常時監視）を行い、その結果をホームページで公表しており、環境基準値の超過はありません。また、河川の汚れの代表的な指標である BOD（生物化学的酸素要求量）の過去 10 年の推移のグラフについても掲載しています。引き続き市のホームページにて公表してまいります。
2	12 ページ、（2）①ウ. 浄化槽の適正な維持管理について	きれいな川を維持するため、浄化槽の適正な維持管理が重要と考えます。浄化槽法第 11 条の定期検査の受検率が低いのが気になりました。この検査について、知らない市民が多いと思われるため、効果的な周知啓発が必要ではないかと考えます。	浄化槽法第 11 条の定期検査については市のホームページや、市政だよりへの記事掲載に加え、未受検家屋等に対する啓発文書の送付等により周知啓発を図っているところです。今後とも受検率の向上のために周知啓発を進めてまいります。